

工事関係書類一覧表

建築設備工事編

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式	提出(提示)方法 ※2			提出者及び印 ※4		摘要	監督員へ		
		工事請負契約約款	契約規則	その他		書面	メール ※3	ASP ※3	代表者印	現場代理人印		提示	必ず提出	提出
1	「分別解体等の方法」の説明書			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第12・13条	○	○	○	×			監督員が内容を確認、契約書に添付			○
2	工事着手届出書	第3条			○	○	○	×			着手にあたり提出		○	
3	現場代理人・主任技術者・監理技術者・特別監理技術者・監理技術者補佐 選定通知書	第11条第1項 第11条第5項			○	○	○	×			着手にあたり提出		○	
4	請負代金内訳書	第4条第1項	第35条		○	○	○	×			契約締結後5日(休日を除く)以内 ただし、発注者が必要でないとした場合は省略可		○	
5	工程表	第4条第1項	第52条		○	○	○	×					○	
6	専門技術者選定通知書	第11条第5項			○	○	○	○			専門技術者を定めたとき(変更したときも同様)			○
7	建設業退職金共済証紙購入状況等報告書(様式1)				○	○	×	×			契約締結後2か月以内に提出 遅延の際は遅延理由書(任意様式)を提出 ※電子申請方式の場合は、メール及びASPも可		○	
8	前払金請求書	第35条第1項				○	×	×	◎	※	※押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出可。			○
9	普通火災保険又は建設工事保険(写)	第54条第1～3項				○	○	○					○	
10	(電子納品)事前協議チェックシート			機械設備工事特則仕様書7.1 電気設備工事特則仕様書7章1	○	○	○	×			工事着工前に監督員と協議し、「(電子納品)事前協議チェックシート」を提出すること。また、工事途中で提出方法の変更が生じる場合、監督員と協議の上、「(電子納品)事前協議チェックシート(変更)」を提出すること。		○	
11	コリンズ登録「登録のための確認のお願い」			機械設備工事特則仕様書1.11 電気設備工事特則仕様書1章7	○	○	○	×			500万円以上の工事が対象。受注・変更・完成・訂正時に、本市の休日を除き10日以内に登録機関へ申請			○
12	コリンズ登録「登録内容確認書」			機械設備工事特則仕様書1.11 電気設備工事特則仕様書1章7	○	○	○	×			※契約締結後10日以内に使用に関する事前協議やID等の登録が完了の場合はASPでの提出可。			○
13	再生資源利用計画書 コリス(COBRIS)建設副産物情報交換システム -建設資材搬入工事用-			機械設備工事特則仕様書1.14 電気設備工事特則仕様書1章10	○	○	○	○			施工計画書に含めて監督員に提出			○
14	再生資源利用促進計画書 コリス(COBRIS)建設副産物情報交換システム -建設副産物搬出工事用-			機械設備工事特則仕様書1.14 電気設備工事特則仕様書1章10	○	○	○	○			施工計画書に含めて監督員に提出			○
15	工事登録証明書			機械設備工事特則仕様書1.14 電気設備工事特則仕様書1章10	○	○	○	○			再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書に 合わせて提出			○
16	総合施工計画書(品質管理計画含む)			公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)1.2.2 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)1.2.2		○	○	○			※建築工事は工種が多いため、着手前に工事全体の安全管理及び品質管理方法を記載した総合施工計画書を作成する(個別工種の施工計画書は、各々の工事に着手する前に作成・提出する)		○	
17	個人情報保護に関する安全管理措置報告書(第1号様式)			個人情報取扱特記事項 市HP 市の個人情報保護制度の概要	○	○	○	○			横浜市個人情報の保護に関する条例による ※近隣家屋調査等、個人情報の収集を行う場合に 適用(調査会社へ再委託を行う場合は調査会社からも提出を受ける)			○
18	個人情報保護に関する研修実施報告書・誓約書(第2号様式)			個人情報取扱特記事項 市HP 市の個人情報保護制度の概要	○	○	○	○						○
19	統括安全衛生責任者等の届出書			労働安全衛生法第15条	○	○	○	○						○
20	実施工程表			機械設備工事特則仕様書2.1 電気設備工事特則仕様書2章2		○	○	○			設計変更等により、工程に変更が生じた場合は速やかに再作成し提出する。		○	
21	設計図書に指定された工事材料検査申請書	第14条第3項	第61条		○	○	×	×		※	設計図書により指定している材料や、受発注者間での協議により決定された材料 ※R6/4/1以降に契約の申込みを行った契約はASPも可			○
22	工事安全管理計画書			機械設備工事特則仕様書8.4 電気設備工事特則仕様書3章6		○	○	○			安全管理指定工事の場合(変更計画書含む)			○
23	工所用材料等承諾願			機械設備工事特則仕様書4.1 電気設備工事特則仕様書4章1	○	○	○	○			※建築工事は工種が多いため、各々の専門工事に着手する前までに材料承諾を提出する		○	
24	機器承諾図(承諾図)、機械器具製作図			機械設備工事特則仕様書4.1 電気設備工事特則仕様書4章1		○	○	○						○
25	施工図			公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)1.2.3 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)1.2.3		○	○	○						○
26	工程表(月間・週間)					○	○	○			着工時に作成を求められた場合			○
27	工事打合せ簿 ※6	第1条第5項				○	×	○	◎		工事請負契約約款第1条5項にある書面による、催告、請求、報告、申出、承諾及び解除。※それ以外は、メールでの提出可。			○
28	関係機関協議資料(許可後の資料)					○	○	○			監督員の請求があった場合は写しを提出 必要に応じて検査時に提出・確認	○		○
29	場外検査申請書		第61条		○	○	×	×			※R6/4/1以降に契約の申込みを行った契約はASPも可			○
30	工事履行報告(工事月報等)	第12条	第53条			○	×	×			※R6/4/1以降に契約の申込みを行った契約はASPも可			○
31	工事進捗状況報告書			機械設備工事特則仕様書2.3 電気設備工事特則仕様書2章5		○	○	○						○
32	施工体制台帳(写)	第8条		機械設備工事特則仕様書1.12 電気設備工事特則仕様書1章8	○	○	○	○			※各々の専門工事に着手する前までに施工体制台帳の更新を行う。 作業員名簿等、個人情報を含む書類をメール又はASP提出の場合は、ファイルにパスワードを設定。			○
33	施工体系図	第8条		機械設備工事特則仕様書1.12 電気設備工事特則仕様書1章8	○	○	○	○			※各々の専門工事に着手する前までに施工体系図の修正を行う。 作業員名簿等、個人情報を含む書類をメール又はASP提出の場合は、ファイルにパスワードを設定。			○
34	産業廃棄物処理計画書			機械設備工事特則仕様書3.9 電気設備工事特則仕様書3章5	○	○	○	○						○
35	産業廃棄物処理報告書			機械設備工事特則仕様書3.9 電気設備工事特則仕様書3章5	○	○	○	○						○
36	建設副産物確認処分届			本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領(様式2)	○	○	○	○			建設副産物を確認処分とした場合			○
37	現場休業届			機械設備工事特則仕様書3.1 電気設備工事特則仕様書8章6	○	○	○	○			夏季休業・年末年始休業など、工事現場を連続した4日以上休止する場合は、休止する3日前までに届出が必要です。緊急連体制表を添付のこと。			○
38	自家用電気工作物の(工事・停電作業)について(停電承認願)			電気工作物保安規定第13条		○	○	○						○
39	電気設備作業計画表					○	○	○						○
40	一般共通事項 チェックシート 電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、通信・情報設備、中央監視制御設備も同じ					○	○	○						○
41	事故報告書				○	○	×	×	◎		工事中に事故が発生した場合 ※第一報はメール及びASP提出可			○
42	臨機措置通知書	第27条第2項	第54条		○	○	×	×			臨機の措置を行った場合、直ちに通知 ※R6/4/1以降に契約の申込みを行った契約はASPも可			○
43	損害状況通知書	第30条第1項	第73条			○	×	×			損害の発生後、直ちに通知 ※R6/4/1以降に契約の申込みを行った契約はASPも可			○
44	残土処分申請書					○	×	×	◎					○
45	工種別施工計画書			公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)1.2.2 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)1.2.2	○ 表紙	○	○	○						○
46	コンクリート配合計画書			公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)1.2.2 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)1.2.2		○	○	○						○
47	コンクリート打設計画書・報告書			公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)1.2.2 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)1.2.2		○	○	○						○
48	コンクリート強度試験報告書			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章1		○	○	○						○

区分	書類名	作成根拠 ※1			様式	提出(提示)方法(変更) ※2			提出者及び印 ※4		摘要	監督員へ		
		工事請負契約約款	契約規則	その他		書面	メール	ASP ※3	代表者印	現場代理人印		提示	必ず提出	提出
49	各種試験報告書			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章1		○	○	○						○
50	中間前払い金に係る認定請求書	第35条第4項		公共工事の中間前払金に関する取扱要領	○	○	○	○			市HP 支払いに関する制度参照			○
51	工事出来形数量計算書					○	○	○			数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など監督員の指示する段階で、出来形数量を算出し、速やかに提出			○
52	工事出来形部分検査申請書	第38条	第79条		○	○	×	×			部分払いの請求をしたとき ※R6/4/1以降に契約の申込みの誘因を行った契約はASPも可			○
53	大気汚染防止法第18条の15項第1項で定める調査結果の説明資料			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章3		○	○	○						○
54	(部分払)請求書	第38条第6項	第79条			○	×	×	◎	※	※押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出可。			○
55	揮発性有機化合物の室内濃度試験測定記録報告書			特記仕様書にて指定	○	○	○	○						○
56	設計変更													
57	工事完成期限延長申請書	第22条	第42条		○	○	○	○						○
58	改定工程表	第4条第1項	第52条	当初(改定前)の工程と改定後の工程が比較できるように記載する	○	○	○	○			当初工程と変更後の工程が比較できるように記載する			○
59	産業廃棄物管理票(マニフェスト)(写)			機械設備工事特則仕様書3.9 電気設備工事特則仕様書3章5		○	○	○						○
60	工事・指定部分に係る工事完成届出書	第32条第1項(第39条)	第74条第1項 第76条		○	○	×	×	◎	※	工事(指定部分)が完成したとき ※R6/4/1以降に契約の申込みの誘因を行った契約はASPも可			○
61	請求書	第33条第1項	第77条			○	×	×	◎	※	※押印を省略した請求書等については、電子メールでの提出可。			○
62	工事目的物引渡書	第32条第4~6項(第39条)	第74条第6項(第76条)		○	○	×	×	◎		検査完了と同時に提出			○
63	建設業退職金共済証紙受払簿(様式2)				○	○	○	○			当該工事で建退協の証紙の受払が行われたとき			○
64	建設業退職金共済証紙貼付実績報告書(様式3)				○	○	○	○						○
65	建設業退職金共済証紙受払簿(様式3)				○	○	○	○						○
66	専門業者一覧表(データ)			機械設備工事特則仕様書1.12 電気設備工事特則仕様書1章8		○	○	○						○
67	安全訓練実施報告					○	○	○			作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て実施	○		
68	災害防止協議会活動記録					○	○	○				○		
69	安全管理					○	○	○				○		
70	店社パトロール実施記録					○	○	○				○		
71	安全巡視、TBM、KY実施記録					○	○	○				○		
72	新規入場者教育実施記録					○	○	○				○		
73	仮設通路等の日常点検チェックシート			工事中の歩行者に対するバリアフリー推進に関するガイドライン		○	○	○				○		
74	図面図書類			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章1		○	○	○			提出部数などの詳細は、建築局 建築工事特則仕様書を参照。			○
75	工事写真	第15条第3、5項	第62条	電子納品を行う時は電子納品に関する特記仕様書		○	○	○			施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出		○	
76	完成写真			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章1		○	○	○			※アルバム形式等発注局と調整			○
77	総合評価実施報告書					○	○	○			総合評価落札方式を適用して契約し、ガイドライン、設計図書等で提出を求めた場合に提出する。			○
78	完成図			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章1		○	○	○			※完成図の作成方法(原図のデータ形式)の指定は特記仕様書による			○
79	設備台帳(設備調書、機器台帳)			機械設備工事特則仕様書7.2 電気設備工事特則仕様書7章1	○	○	○	○			横浜市の公共施設を計画的に保全していくための台帳であり、建物ごとの建築・電気設備・機械設備等のデータを記録するものです。			○
80	再生資源利用実施書 コブリス(COBRIS)建設副産物情報交換システム -建設資材搬入工事用-			機械設備工事特則仕様書1.14 電気設備工事特則仕様書1章10	○	○	○	○						○
81	再生資源利用促進実施書 コブリス(COBRIS)建設副産物情報交換システム -建設副産物搬出工事用-			機械設備工事特則仕様書1.14 電気設備工事特則仕様書1章10	○	○	○	○						○
82	工事登録証明書			機械設備工事特則仕様書1.14 電気設備工事特則仕様書1章10	○	○	○	○			再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書に 合わせて提出			○
83	発生材返納書					○	○	○			市に引き渡す発生材がある場合に提出			○
84	再資源化等報告書			機械設備工事特則仕様書3.9 電気設備工事特則仕様書3章5		○	○	○			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 第18条			○

<備考>

- ※1 作成根拠欄について
  - ・条文等の下線は、契約規則や各規程等に「書面により提出」等と規定されているもの。書面による提出のみ可とする。
- ※2 提出(提示)方法欄について
  - ・「書面」：紙書類による提出、「メール」：電子メールやDVD等による電子データの提出、「ASP」：情報共有システムによる提出を示す。
  - 2つ以上○がついている場合は、いずれかの方法による。
- ※3 情報共有システム(ASP)を利用する場合の注意点
  - ・すべての工事帳票について、原則、工事打合せ簿に添付する。ただし、情報共有システムに横浜市と同等の様式がある帳票はそれに限らない。
  - ・ASPで提出可能な書類は、原則、ASPでの提出とする。
- ※4 提出者及び印欄について
  - ・代表者印や現場代理人印などの押印が必要な書類は、書面による提出のみ可とする。
- ※5 納品書類について
  - ・電子データ提出の書類は、検査時にもPC等で内容が確認できるように、DVD等の外部媒体に保存して提出。
- ※6 その他
  - ・工事打合せ簿に他の書類を添付することで、押印欄が重複する場合は、工事打合せ簿に押印することにより他を省略できる。(不要な欄は斜線を引くなどすること。)
  - ・工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する。